

広報 ごじようめ

発行所 秋田県五城目町役場 編集 秘書課 電話(018876)代 2100番
印刷所 津東印刷所 電話(018876) 2430番 一部 5円
定価 118-17 毎月1日15日発行

五城目町公告
土地区画整理法(昭和二十九年法律第一一九号)第七十二条の規定により、次の者に対して立入り通知を送付したが受領を拒まれたので同法第一三三条第一項の規定により、書類の送付にかえて通知の内容を公告する。
昭和五十年十二月一日
五城目都市計画事業築磯ノ目地区土地区画整理事業
施行者 五城目町町長加賀谷力司
代表者 五城目町上樋口字下川原 田 武 治
書類の送付を受けるべき者
五城目町上樋口字下川原 田 武 治
通知の内容
立入り期間
至昭和五十年十一月十一日から昭和五十一年三月三十一日まで



← 名譽町民の前で式辞を述べる加賀谷町長



式典会場を埋めつくした町民のみなさん →

新名所雀館運動公園誕生
雀館運動公園、これは新しくできた町民センター(山村開発センターを今後この名称で呼ぶ)ならびに広域体育館(秋田周辺広域城市町村圏五城目体育館を今後この名称で呼ぶ)の建設場所を総称した名前である。

11月23日午前10時から新装の香りも豊かな 広域体育館で2,700名の参加者を得て、五城目町躍進20年記念式典がおこなわれた。

若き郷土の歌で式典が始まる
冷たい雨の降りしきる中、ひきも切らず参加者の列は続き広域体育館の中に吸いこまれた。午前9時50分頃にはほど満席となり、馬場目小学校の合唱する「若き郷土」の歌で式典は始まった。町の発展に顕著な功勞のあった、坂倉、渡辺の両氏に名譽町民の称号が贈られたのははじめ、社会のために黙々と努力をしてくれた善行者、そしてこの町の発展に尽くしてくれた方々等260有余名の名前が読みあげられ表彰状と感謝状が手渡された。そして最後に作文を朗読された、五城目小学校1年生久保夕子、杉沢中学校3年生の近野純子さんの2人にはその堂々たる内容と態度に盛んな拍手がおこられた

盛会であった記念式典

五城目第一中学校ブラスバンド部員の唱う「五城目町民歌」で式典の幕は降りました。アトラクションは、山内子ども音楽と、山形県神町からはるばるおいでいただいた陸上自衛隊音楽隊によるブラスバンド演奏であったが、何れも洗練された内容に観客は魅せられた。

町民の汗と努力の結晶

町民がひとしく欲しい欲しいと思っていた建物が、一瞬に2つも完成した意義は大きい。合併20周年に最もふさわしい贈りものであるが、問題は今後これを利用して、自分のため町のためどのようにして生かしていくかにかかっている。

町長の式辞の中に、この建物や場所は、何れも砂利やセメントそして水で出来ているのではない町民の汗と努力の結晶であるという一節があった。

式典のメインテーマは「豊かな英知あすへの布石」であるが、この建物を中心にした町民のチームワークから豊かな英知が生まれ数々のアイデアが町の発展につながることを望みたい。

五城目に暮らしてもう一年四ヵ月。この日々の中で、一番つよかったのは正直言って半年におよぶ雪との生活だった。季節感の乏しい南の島生まれの私には、確かに雪はめずらしかったが、身も心も凍れる真冬の寒さ、敵しき心はほとほと閉口させられた。でも、それだけに、春、秋、朝市に並ぶ採れたばかりの山採、キノコ等にもずみずみ生命力のいぶきを感じ、自然の中で過ごす自分を見つめることもしばしばだ。今は、毎日近所の奥さん方から田舎料理の受講、私生活、キータンボ、ダマコ、つけ物、などをとおぼえることで、秋田の生活により深く慣れたいと念じている。



△広報サロンV
みずみずしい生命のいぶきの中で
あたらしく
一面
り
まっ
お雪
とお
れ一
今年
年賀
状況
武茂千恵子
畑町

町民センター

ご利用の皆様へ

一、使用される時

- ①使用する場合は、広域体育館事務室に直接お申し込みください
- ・使用しようとする日の一カ月前から受付致します。
- ・(七日前まで申し込んでください)
- ・受付時間は午前九時から午後四時までです。
- ・電話による申し込みはお受けいたしません。
- ・町内部落担当員(町職員)による取次もお受け致します。

二、使用について

- ①ご利用の際は、使用許可書必ず受付にご提示ください。
- ②許可時間は固くお守りください
- ③器具等の使用又は、行事運営について、事前に係員とよく相談ねがいます。(受付、案内、連絡)
- ④施設、設備、器具の破損又は紛失の場合、弁償していただきます。
- ⑤既納の使用料は原則としてお返ししません。
- ⑥使用料は前納していただきます(別表の使用料をご覧ください)
- ⑦既納の使用料は原則としてお返ししません。

三、行事の運営について

- ①多数の入場者が予定される場合は、館内の事故を防止するため運営責任者を明確にし、受付、利用ください。
- ②構内での物品販売は許可なくし

四、その他

- ①館外の電話は、公衆電話をご利用ください。
- ②催物の開催にあたっての警察、消防、税務署等に対する届出又は連絡は、事前に使用者側で行なうていただきます。
- ③医師、看護婦等医療を必要とする場合は、使用者側で配慮してください。

案内、警備、場内整理、駐車係等を配置し、館内外の安全に配慮してください。

⑥使用後はその旨、係員に届け出て、点検を受けください。

広域体育館の中に

公民館事務室

先日の広報で五城目町公民館の事務室を町民センターに移転する旨お知らせしましたが、配置の関係から、広域体育館の中にある事務室の方へ落着くことになりました。

ご利用の方は体育館西側玄関においてください。

なお、電話はしばらくの間臨時に赤電話(二八三〇番)を利用することになりますのでご協力のほどお願いします。

町民のみならず、広域体育館を本格的にご利用いただけるのは、一月五日頃から予定しております。みなさんに非常にご不便をおかけするわけです。各部屋の電話や、備品の備付けをすべて終ってからということですので何をぞよろしくご協力ください。

町民センター使用料

区分	時間		摘要	
	午前 9.00~12.00	午後 12.00~17.00		
基本使用料	生活改善室	400円	670円	ガス代実費負担
	生農林保健	270	450	
	青少年会	240	400	
	青年会議所	330	550	
	図書室(併用)	660	1,110	
	婦人学級	980	1,630	
	研修室 10畳	130	220	
	研修室 6畳	80	130	
	研修室 15畳	200	340	
	研修室 12.5畳	170	280	
町民ホール	1,770	2,940	2,350	7,060
町民ホール(併用)	2,360	3,940	3,150	9,450

時間超過使用料	1時間につき全日基本使用料の10分の1とする。		
夜間使用料	基本使用料の25%増とする。		
冷房使用料	〃 10%増とする。		
暖房使用料	〃 30%増とする。		
追加使用料	国民の祝日に関する法律(昭和23年法律178号)第3条に規定する休日に使用する場合は基本使用料の20%増とする。		
宿泊使用料	素泊りの60%とする。(ただし、冷房使用料、暖房使用料を除く)		
結婚式使用料	基本使用料の100%とする。(ただし、土曜日、日曜日、祝祭日に使用する場合はさらに20%加算するものとする)		
食堂使用料	月額、基本使用料30,000円に月売上額の10%増以内で、町長が別に定めるパーセントの金額を加えた金額とする。		
自動販売機	たばこ 月額 月売上額の4%とする。牛乳、飲物、月額、月売上額の10%とする。		
使用者が児童、生徒の場合の使用料	規定使用料の半額とする。		
営利をともなうもの使用料	基本使用料の5割の額とする。		

農地転用はかならず事前に許可を

一、農地転用とは
田、畑、採草放牧地に住宅や車庫を建てる場合、駐車場や資材置場に利用する場合、杉等を植栽し山林にする場合等農地を農地以外の目的をすることをいいます。

二、許可の種類
農家、非農家あるいは法人が手あたり次第に転用を行ったのでは国土の耕地面に有効かつ計画的な利用を図る上で支障をきたすことになります。

三、事前転用許可
自作地及び他人の土地を売買や貸借により転用の場合、事前にも農地の許可を得なければなりません。ただし農業振興地域内の農用地は転用できません。

四、罰則
許可を得ないで転用した場合、相應の罰則が適用される。農地法では、三年以下の懲役又は十萬以下の罰金に処する旨を規定している。

五、申請の窓口
転用許可の申請は農業委員会を受け付けてはいるが、申請してから許可になるまで最低四十日程度要するため、着工予定の日から逆算して早めに申請する必要があります。

《今只会員募集中》

お一人でも参加できます

バス種別	待たずに乗れる	直通バス運行
(年末帰郷バス 年始上京バス)	秋田号	
▶年末帰郷バス	期日	50年12月27, 28, 29, 30日 <4日間>
		東京松浜町バスターミナル18時出発 秋田駅到着7時(予定)
▶年始上京バス	期日	51年1月4, 5, 6日 <3日間>
		秋田駅0番ホーム17時出発 (大曲、横手、湯沢からの乗車可) 上野到着5時30分の予定

◆費用 帰郷バス、上京バスとも(大)¥5,000円(小)¥2,500円
 ・全車全席、座席指定制、デラックスバス運行
 ・電話申し込み可早目にお申し込みください。
 ・東北高速自動車道運行

東京⇄秋田 直通バス 利用者募集

出稼者、そして留守家族のみなさん、ごろうさまです。間もなくお正月ですが、お正月の佳節は、直通バスをご利用になったほうが便利です。留守家族の方は、出稼中の方とよく連絡をとりながらお申し込みください。

お申し込みやお問い合わせは、秋田中央観光社五城目営業所 電話 2100番、なお東京及びその周辺にまいる方が直接連絡する場合は、三八五交通東京事務所 電話 03-832-4747

一万六千五百八十二人

過去五年間で四・八%減少

本町の人口は、一六、五八二人となつた。これはさる十月一日現在で行なわれた五十年国勢調査に基づいて県が概数として発表したものである。

人口は依然として減少しているものの、減少率はかなり低下してきており過去五年間の減少人口は八三一人となつている。

前回の四十五年調査(四十年~四十五年)の減少率は、七・七%で人口数にして、一、四四九人の減少だった。したがって、今回の調査結果では減少傾向が収まっているとはいへ減少の幅がかなりゆるやかになった



どこまでも清く、清流にしか住まないというイワシ、ヤマノが泳いでいます。山にはワラビ、キノコ、タリなど... 我がふる里北の又は自然の幸の豊かなので、また学校の行き帰りに、天然記念物に指定されている

自然、私たちは自然に取りまかれ、そして、すっぽりとその中に抱きしめられていきます。私の住む村は、「北の又」といって最上川が山に囲まれた、馬場目川の最上流に当たる土地です。川の流れば

自然に抱かれる五城目町

秀作発表者 杉沢中学校 近野純子

カモシカの姿を見るのも決して珍しくはありません。小さな頃からこんな環境で育ってきた私は、こまざされ、より不快感を増してしま

特に自分の生まれたこの北の又をこよなく愛しています。心ない人々がかつち(山奥の意味)などとい

とを誓って結んだ。また遺児の代表として古川町の菊池ユキさんが立ち、父親の顔を見知らぬまま育った自分ではあるが、今は二児の母親となつて

五城目町公告 土地区画整理法(昭和二十九年法律第一一九号)第九十八条第一項及び第四項の規定により、次の者が対して仮換地指定通知を送付したが受領を拒まれたので同法一三三第一項の規定により、書類の送付にかえて通知の内容を公告する。

昭和50年度 国勢調査地区別世帯数と人口(概数)

Table with 5 columns: Area, Household Count, Total Population, Male, Female. Rows include 五城目町, 五城目, 馬場目, 富津内, 内川, 大川, 函 濁.

え、本町の人口減少傾向がなお続

平和への努力を誓う

戦没者追悼式で

十一月二十六日午前九時三十分から三百名の参加者を得町民センター1四階ロビーで今年度の追悼式をおこなつた。



五城目町戦没者追悼式

写真は遺族を代表して



おしらせ

昭和五十一年度

新入学児童健康診断日程

十二月九日(火)午後一時三十分

▽馬場目小(16人)

畑沢 実、田口耕市郎

▽富津内小(10人)

笹尾 知、渡辺 時治

十二月十日(水)午後一時三十分

▽杉沢小(12人)

畑沢 実、田口耕市郎



だまこもちに舌つつみ

五城目町保健師連合会と食品衛生協会はなごみ... 五城目町保健師連合会と食品衛生協会はなごみ... 五城目町保健師連合会と食品衛生協会はなごみ...

▽内川小(17人)

川崎 正之、安東 誠

十二月十一日(木)

午後一時三十分

▽五城目小(136人)

畑沢 実、田口耕市郎

笹尾 知、渡辺 時治

高木 敏一、安東 誠

川崎 正之

十二月十五日(月)

午後一時三十分

▽大川小(36人)

児玉 順、安東 誠

五城目町教育委員会

冬期間における

失業保険の受付について

秋田公共職業安定所では冬期間

における失業保険の受付を左記のとおり実施いたします。

実施期間

昭和五十年十二月八日

昭和五十一年一月三十一日まで

五城目町は毎週木曜日です。

受付時間 午前 九時～十一時

午後 一時～ 三時

十二月二十八日～一月四日まで

は年末年始の休日と、事務整理のためお知らせは行ないませんのでお知らせいたします。

一月十五日(水)の受付は一月十四日(水)に繰上で受付いたします。

降雪期を迎えてのお願い

今年も又降雪期を間近に控え、町民各位におかれましては、越冬対策を講じられておることと思いますが、町でも冬期降雪による交通

件及び敷地内からの路上への排雪等は、関係法上からも禁止されており、又、除雪能力の妨げとなりますので、このような違反行為をしないよう充分注意していただきます。

三、市員四メートル以下の道路は除雪車による作業ができないので、関係住民で歩行の確保に協力をお願いすると共に、町内(一部等)会毎に除雪日を定め、一斉に除雪排雪を要望いたします。

四、屋根から路上への雪溜りは通行の人身事故につながる危険性があるので、雪の溜り止め措置を講ずると共に、積雪一メートル以上では建物の災害を招くので七十センチ以下で雪おろしを行ない、非常口も二カ所以上を確保していただきます。

五、降雪量によっては排雪も考えられるので、雪捨て場所は常時流れている河川に捨てるとなるとは危険です。河川に橋の上から流らせたままにしないでください。

老人ホームに寄せられた書意

十一月七日

だまこもち、舞踊

五城目保健所地区調理師連合会

食品衛生協会

十一月十日

野菜、果物、菓子

二万五千円相当

天王町婦人会

会長 佐々木アヤ子

十一月十一日

美容奉仕

秋田県環境衛生同業組合

五城目町民生児童委員婦人会

部長 安東 晃子

生涯教育コンニャク問答 ⑨

社会教育施設について

「娘」この前は法律、きょうも堅くなりそうね

「父」いびいびや、使ってくれなくては、施設は死んでしまふよ、町民みんなどう活用するか考えていかなばね

「青」使用料がいろいろあるの

「父」幾らかかるようだね

「青」公の社会教育施設がないとグループサークルなど各種団体が育たないのでないですか

「父」その通りだ。町民が自由に使える施設が近くにあることが団体育成には欠かせないね

「娘」五城目町で十一月に完成したセンターがそれですか

「父」そうだよ、体育館もすばらしいもので、体育館も利用していいと思う

「娘」建物が多量悪くとも易しく利用できるというところが大切

「父」お前の言う通りだが、やはり町にも要する波が押しよせてきているのさ

「娘」建設は個人にも使わせるの、施設は個人にも使わせるの

「父」センター、体育館は個人でも利用できるよ

「娘」建設が多量悪くとも易しく利用できるというところが大切

「父」お前の言う通りだが、やはり町にも要する波が押しよせてきているのさ

「娘」建設は個人にも使わせるの、施設は個人にも使わせるの

「父」センター、体育館は個人でも利用できるよ

「娘」建設が多量悪くとも易しく利用できるというところが大切

「父」お前の言う通りだが、やはり町にも要する波が押しよせてきているのさ

「娘」建設は個人にも使わせるの、施設は個人にも使わせるの

「父」センター、体育館は個人でも利用できるよ

「娘」建設が多量悪くとも易しく利用できるというところが大切

「父」お前の言う通りだが、やはり町にも要する波が押しよせてきているのさ

「娘」建設は個人にも使わせるの、施設は個人にも使わせるの

「父」センター、体育館は個人でも利用できるよ

「娘」建設が多量悪くとも易しく利用できるというところが大切

「父」お前の言う通りだが、やはり町にも要する波が押しよせてきているのさ

「娘」建設は個人にも使わせるの、施設は個人にも使わせるの

「父」センター、体育館は個人でも利用できるよ

「娘」建設が多量悪くとも易しく利用できるというところが大切

「父」お前の言う通りだが、やはり町にも要する波が押しよせてきているのさ

「娘」建設は個人にも使わせるの、施設は個人にも使わせるの

「父」センター、体育館は個人でも利用できるよ